

新発田市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条 - 第 4 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条）

第 4 章 議会と市長及び執行機関の関係（第 6 条 - 第 8 条）

第 5 章 自由討議の尊重（第 9 条）

第 6 章 委員会の活動（第 10 条）

第 7 章 政務活動費（第 11 条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 12 条 - 第 15 条）

第 9 章 議員の定数及び待遇並びに政治倫理（第 16 条 - 第 18 条）

第 10 章 最高規範性及び見直し手続（第 19 条 - 第 21 条）

附則

新発田市議会（以下「議会」という。）は日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、議会活動の一層の改革と活性化を図り、もって新発田市民（以下「市民」という。）の利益と福祉の向上に努めなければならない。

市民から選挙で選ばれた議員により構成される議会は、同じく市民から選ばれた新発田市長（以下「市長」という。）とともに、二元代表制の下、新発田市の代表機関を構成する。

地方分権の時代にあって、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、この二つの代表機関は、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意見を市政に的確に反映させるため、相互の抑制と均衡を図り、協力協働しながら、最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会は、市民の意思を代弁する合議制機関であることから、その持てる権能を十分に駆使し、自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点並びに争点を広く市民に明らかにし、議決する責務がある。

議会は、その使命を達成するために、公正性と透明性を確保することにより、市民参加を推進する活力ある議会の実現を目指して、この条例を制定するものである。

この条例は、市民からの負託を受けた議員と議会の活動規範であり、議会の最高規範である。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のため、議会運営の基本事項を定めることによって、市民の利益と福祉の向上を目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行わなければならない。

市民のための代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた、市民参加を推進する議会運営を行うこと。

議会が議員、市長、市民等の自由な討論の場であるとの認識を持ち、その実現のために、この条例に規定するもののほか、議会に係る条例、規則、規程等(以下「議会関係条例等」という。)の継続的見直しを行うこと。

市民の傍聴意欲と関心を高めるために、傍聴者に議案審査資料の提供を行う等、積極的な議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行わなければならない。

議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に理解し、議員相互の自由かつ達な討議を重んじること。

市政全般について、課題別及び地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、自らの能力を高める努力をし、市民の負託に応えること。

特定の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。

2 会派は、政策の立案、提言、決定等に際しては、会派間で自由な討議と調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との協働)

第5条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び全員協議会並びに会派正副会長会議(以下「委員会等」という。)を会期中又は閉会中を問わず、原則公開とする。

3 議会は、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的知見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設けることができる。

5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、自らの政策能力の強化や政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表する等、議員に対する市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、市民への情報提供及び市民との協働を積極的に推進する観点から、議会報告会等の開催に努めるものとする。

第4章 議会と市長及び執行機関の関係

(議員と市長等の関係)

第6条 議会審議における議員と市長及び執行機関職員(以下「市長等」という。)との関係は、対等な緊張関係の保持に努めるものとする。

2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を市民に対して明確にするため、原則として一問一答の方式で行う。

3 議長から本会議及び委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、議長及び委員長の許可を得て反問することができる。

(政策等の形成過程の説明請求)

第7条 議会は、市長から政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)の提案があったときは、当該政策等の形成過程を明らかにし、議会審議及び政策水準を高めるため、次に掲げる事項について、市長に説明を求めるものとする。

政策等の提案事由

評価結果との関連

他の自治体の類似する政策等との比較

総合計画との整合性

市民参画の有無と実施計画

財源措置

将来にわたるコスト計算

(予算及び決算の審査)

第8条 議会は、予算及び決算の審査に当たっては、市長等に対して、前条に準じて説明を求め、立案・執行における論点及び争点を明確にし、執行後の政策評価に資する審査に努めなければならない。

第5章 自由討議の尊重

(自由討議による合意形成)

第9条 議長及び委員長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認

識し、議員相互間の討議を中心に、議会及び委員会を運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議、委員会等において、議員、委員会及び市長が提出する議案等の審査及び採決に当たっては、議員個々の自由な討議と自己責任を尊重し、議員相互間の自由な討議をし尽くして合意形成に努めるとともに、その過程及び結果について、市民に分かりやすい説明責任を果たさなければならない。

第6章 委員会の活動

(委員会の在り方)

- 第10条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

- 2 委員会は、その専門性を十分に活用し、政策提案に努めなければならない。

第7章 政務活動費

(平成25条例1・全改)

(政務活動費の執行及び公開)

- 第11条 政策立案又は提案を行うため、及び調査研究その他の活動に資するため交付された政務活動費の執行に当たっては、新発田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年新発田市条例第2号)を遵守しなければならない。

(平成25条例1・全改)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会図書室の公開)

- 第12条 議会は、議会図書室を拡充するとともに、これを議員のみならず、だれもが利用できるものとする。

(議会事務局の体制整備)

- 第13条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事

務局の調査・法務機能を積極的に強化するものとする。

（議員研修の充実強化）

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

（議会広報の充実）

第15条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の定数及び待遇並びに政治倫理

（議員定数）

第16条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。

2 議員定数の条例の改正議案は、市民の直接請求及び市長の提案を除き、改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

（議員報酬）

第17条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。

2 議員報酬の条例の改正議案は、市民の直接請求及び市長提案を除き、改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

（議員の政治倫理）

第18条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の

保持に努め行動しなければならない。

第 10 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 19 条 この条例は、議会の最高規範であって、議会は、この条例に反する議会関係条例等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第 20 条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の議決機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第 21 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できる限り速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 1 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 72 号)

附則第 1 条ただし書の政令で定める日 (平成 25 年 3 月 1 日) から施行する。